

## 清川村行政改革推進委員（一般）募集要項

### 1 趣旨

村民との協働及び効率的かつ健全な行財政運営を図ることで、持続的な村政運営を推進するために策定した「第6次清川村行政改革大綱」の実施にあたり、広く村民から意見を求めるために設置する清川村行政改革推進委員会の委員（一般）を募集する。

### 2 募集人数

3名

### 3 任期

委嘱の日から2年間

### 4 応募資格

- (1) 村内に住居又は在勤の18歳以上の方（高校生不可）
- (2) 本村の議員又は職員でない方
- (3) 平日に開催予定の委員会に出席できる方（開催日は、構成員同士の都合に合わせて変動）

### 5 報酬

村規程による。

### 6 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・FAX・電子メールで提出又は電子申請システムにより応募する。なお、応募に際しては、以下の内容を明示するものとし、提出された応募用紙は返却しない。

[記入事項]

- ①氏名（ふりがな）
- ②生年月日
- ③住所
- ④電話番号
- ⑤電子メールアドレス
- ⑥社会活動経験等（村内団体等における活動の経験）
- ⑦応募理由

## 7 募集期間

令和6年4月1日（月）～令和6年5月31日（金）

※郵送の場合、最終日必着とする

## 8 選考方法

応募用紙に記載された社会活動経験や応募理由等を参考に、年齢、性別、地域等のバランスを加味し選考する。また、選考結果は応募者に書面で通知する。

## 9 応募提出先（問い合わせ先）

〒243-0195

清川村煤ヶ谷 2216 番地

清川村政策推進課 政策推進係

電話：046-288-1213（直通）

FAX：046-288-1767

メール：[kiyokawa@town.kiyokawa.kanagawa.jp](mailto:kiyokawa@town.kiyokawa.kanagawa.jp)